○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡山中湖村山中字大久保一三六〇の六二、字大池一四八九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県大月市賑岡町奥山字小和田二七九一、二七九二、二八六五、二八六五の二、二八六六、二八六七、字東原二七七七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町早川字古次古一九一二、一九一二の内一、一九一三、一九二二の内三、一九二三の一、一九二三の内一七・字古次古沢一九二四の内二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古次古一九一二・一九一二の内一・一九一三・一九二三の一・一九二三の内一七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一九二二の内三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町福原字細野九〇六、字上ノ山四九九地先・八三〇地先・八三一地先（次の図に示す部分に限る。）、八三〇、字大具な八三一、八三二、梨子字中草里四九九、字木割場六三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細野九〇六・字上ノ山八三〇・字大具な八三一・八三二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町上仙道字皿ヶ台一二八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市樫山町字越沢一一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字下畑字平内谷七八四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町宮谷字堤谷三〇八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平一一四五の三三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市高西町川尻字苅畑山二八二の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市志和町志和堀字関川山一一二三の一〇八一、一一二三の一〇九〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため